

2016年5月30日

岡崎市議会議長
蜂須賀喜久好 様

岡崎市議会におけるセクハラ問題に対する抗議

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 ひぐちのりこ（宮城県仙台市議会議員）

共同代表 日向美砂子（東京都小平市議会議員）

事務局 小磯妙子（神奈川県茅ヶ崎市議会議員）

茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

私たち全国フェミニスト議員連盟は、日本の政策決定の場である議会にあまりにも女性議員が少ないことから、女性議員をふやしていくため、1992年に全国の市民や議員がつくった会員組織です。

今般の貴議会でのセクハラ事件報道に接し、怒りを禁じ得ません。

2014年、東京都議会でのセクハラ野次問題を受け、新聞各社が女性議員へのセクハラ・パワハラの実態を報道し、各議会の旧態依然とした体質を変えていかなければならないことが明白になったにもかかわらず、このようなセクハラ行為を数ヶ月（一部報道によれば2012年から）にわたって許してきた貴議会の対応に抗議します。

また5月28日の中日新聞には、2014年にも同女性議員が別の議員によるセクハラ被害を受け、その対応を訴えたにもかかわらず抜本的な解決が図られなかったことが報じられています。

都議会セクハラ野次問題を受け、当連盟は2014年、緊急に女性議員アンケートを実施しました。その結果、回答を寄せた女性議員の過半数以上がセクハラ被害を体験したことがあると答え、その場所は、視察先が20人と、本会議場(12人)、委員会室等(19人)を超えてトップでした。貴議会がこのような実態を把握し、議員・職員に対する研修を行っていれば、今回のような事態は回避できたかもしれないのです。

「セクハラ行為は公然化」していたにもかかわらず、なぜ止めることが出来なかったのか。貴議会の対応が「怠慢」だったと言わざるを得ません。また、セクハラを「個人的問題」として放置してきたことは、重大な人権侵害であるという認識が、議会全体に欠けていたことを指摘しておきます。セクハラは、男女雇用機会均等法によって使用者責任が問われるものです。議員は雇用・被雇用の関係にはありませんが、何より率先垂範を示し、法令遵守すべき立場にあるのですから、議会として議員に対し、より早期から自覚を促すべきであったと思われます。

また、今回被害を回避するために、被害女性が視察を辞退することになりましたが、本来なら、加害者を辞退させるべきでした。被害者側に不利益を生じさせるような対応は、あってはならないことです。

今後、被害の回復に尽力し、加害者議員を厳重に処罰することを望みます。議員辞職勧告をした上で、DV防止法・ストーカー規制法に習い、被害女性の安全を図るため、加害者には公務はじめ議員活動に必要な立ち回り先への立ち入り禁止処置を課してください。

再発防止のため、全議員・職員への専門家による研修を義務づけることを求めます。